

大田市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月1日

大田市長 楫野弘和

- 1 収納事務を委託する者の法人名及び住所
株式会社カルティブ
神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号スカイビル
- 2 収納事務を委託する歳入
インターネットを利用して納付する「企業版ふるさと納税寄附金」
- 3 収納事務を委託する期間
令和7年12月1日から令和8年3月31日